

大和市告示第234号

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年12月5日

大和市長 大 木 哲

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成22年大和市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成29年8月3日厚生労働省発子0803第2号厚生労働事務次官通知「平成29年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙）」を「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙）」に改める。

第3条及び第4条の規定中「別表」を「別表第1」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（様式）

第10条 この要綱の規定により使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第 2（第 10 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	第 5 条及び第 7 条

## 附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。